

**第 4 回 練馬区立大泉第二中学校の教育環境保全および都市計画道路の整備に関する
有識者委員会 議事概要**

日 時：平成 28 年 8 月 29 日（月） 9 時 30 分～10 時 50 分

会 場：練馬区役所本庁舎 20 階 交流会場

出 席：

委員（50 音順）

安藤委員、大沢委員、大羽委員、久保田委員、神山委員、葉養委員、宮下委員、柳澤委員
事務局

小山計画課長、大野計画課まちづくり担当係長（その他関係部課）

次第 1：開会

（委員長にて開会）

次第 2：第 3 回有識者委員会について

（事務局から資料 1 について説明）

次第 3：資料説明および討議

（事務局から資料 2、3 について説明）

委員長

説明資料毎に委員の皆さまから、ご質問、ご意見等があればお願いします。

【資料 2】：練馬区における地盤について

委員長

自然災害ですので絶対安全とはもちろん言えませんが、地盤の状況によれば、比較的安全な位置にあるということが確認できたかと思います。

【資料 3】：現状の整理およびパターンについて

< 1. 地域の現状から考えられる課題等 >

委員

「地域の現状」に「これまでの教育環境の保全」と「配慮する教育施設の機能等の検討」があるが、「教育環境の保全」の中身は具体的にはどのようなものですか。

また、「教育施設の機能等」では、例えば格技場をどうするのか、どのような部活動があつて、そ

のためには、どれくらいの敷地面積や建物の構造が必要か、といったことを意味していると思いますが、もう少し機能等の「等」についても説明していただけますか。

事務局

今までも大泉第二中学校の現状についてご説明していますが、生徒数も多く、約 18,900 m²の校地もありますので、そういった環境をいかに保全していくのかというところからです。

また、格技場や部活動についてですが、大二中でも部活動や学校行事なども盛んに行われておりますので、今の部活動または学校行事の方をどれだけこの案の中に取り込むのかというところからです。基本的には今あるものは、同じような形で考えていければと思います。

他校の事例では、地域の避難拠点での活用を考えると体育館は2階より1階においた方が良いという意見も出ており、体育館は1階に設置する事例が多くなっております。そういったところもあわせて考えていければと思っております。

項目出しの詳細なところは、事務局からも考え方を示し、委員会でご議論いただければと思います。

委員

学校を将来的にどうするかビジョンを示すことが、一番の課題だと感じます。それと突き合わせながら保全や残さなければいけない機能、他校と共有してもよい機能など絞り込みをしていく必要があると思います。このエリアにおける学校の将来的な方向をどう考えていますか。

校舎は築50～60年程度で建て替えの時期がきます。どこの学校もかなり建て替えの時期に差し掛かっていますが、そうすると学校の保全なのか、ビジョンと突き合わせながら開発的な視点を入れるのか、などといった問題もあると思います。

委員

今までの資料の中で人口の将来推計等がありますが、20年後の地域の有るべき姿には、将来どういった課題が発生するかについても入れておいた方が良いのではないのでしょうか。

小中学校に限らず、いろいろな公的施設の建て替え時期がくるが、その時にあわせてどういったことがこの地域として必要かという考え方をに入れておいた方が分かりやすいのではないのでしょうか。

どうしても地域の課題が道路だけになっているイメージが強いため、もう少し面的に地域の現状と将来を併せて資料にまとめた方が、この地域を今後どのようにしていくべきかが、分かりやすくなると思います。

事務局

施設更新の話は今後必ず起きることで、地域の将来課題でもあります。

地域の課題を面的に捉える必要があると思いますし、今後の議論の前提としてはここに書かれている課題だけではないということもおっしゃる通りだと思いますので、そのあたりのところも今後の議論の中でお話しいただければと思います。次回以降の資料で上記の課題も取り入れていきたいと思っております。

委員長

教育環境の保全に関しては、中学校が現在もこの地域に必要で、将来もこの規模の中学校が必要だということが書いてあると分かりやすいと思います。

< 2. 検討を進めるうえでの整理①（道路について） >

委員

基本的には道路の検討というのは補助 135 号線、補助 232 号線がここに含まれているという理解でよろしいでしょうか。

事務局

そのとおりです。

委員

道路の必要性がある場合の都市計画の変更については、位置、幅員の変更という理解でよろしいでしょうか。

事務局

位置の変更、またはその場所で幅員あるいは区域が変更になればこれに該当します。

委員長

今の都市計画は平面ですか。構造を変えると都市計画の変更になりますか。

事務局

現計画は、平面構造です。形式および構造は程度により都市計画の変更ということになります。

委員

変更の場合には、課題を整理しなければならないと思うが、その辺の検討方法が気になります。

事務局

変更の必要性が認められれば検討の可能性もあるということで提示しています。その場合は、その可能性の中でどういったことが必要なかということをお示しし、都市計画の手続きに基づいて変更するという事はあると思います。

現行の中では、今議論している路線は、第四次事業化計画の中で必要性が認められています。

委員長

3種類の変更について、現実的に考えてどうなのかをもう一度整理します。位置の変更は、中学校を避けるように路線をどちらかに振る。幅員の変更は、幅員を狭める変更が道路構造令から考えて選択肢としてあるのか。構造の変更については、幅員を変えずにできるのか。

事務局

幅員の減少は、道路構造令からみて今の幅員が非常に厳しいと考えています。

構造の変更は、高架化や地下化を区の中で検討したことがあり、高架化、地下化共に前後の幅員を変えなければ難しいため、都市計画の区域の変更が必要になります。また、区の検討の段階では交差点が高架、あるいは地下にできるため、交通安全上様々な問題があり、なかなか難しいと思われます。

委員

都市計画道路はネットワークとして整備する必要がある、前後との関係、接続を考えると、北側がすでに駅まで完成しているため、南側の位置を極端に変えるということは、現実的には難しいと思います。

幅員については、縮小は今の幅員ではなかなか難しいですが、拡幅については合理性があれば可能だと思います。

構造については、今は平面交差になっていますが、高架化、地下化するためには沿道とのアクセス

機能が必要となり、側道を設けるために道路の拡幅が必要です。新たに土地を取得しなくてはならないため、なかなか難しい側面はありますが、論理的には可能だと思います。

委員

都市計画の廃止というのは、都市計画法第 53 条、第 54 条の権利制限がずっとかけられていたことに対してどう考えるのかという課題も生じてきます。単に道路の有り無しではなく、それに係る用地の問題も非常に大きな課題になると思われるので、単純に廃止ということは困難だと考えます。

委員長

廃止というのは、この場合どこからどこまでを廃止するのですか。

事務局

現状としては大泉学園駅南口のクランク状に曲がっているところから南側の計画道路です。防災面の解決についても大きな課題なので、それについても都市計画道路の位置等に関わってくると思っています。

委員

道路側は現状の都市計画、教育環境側も移転、統廃合が難しい中で現在の教育環境を確保しなければならなかった時に両方は成り立たないときにプライオリティをどうしていくか、という話になります。

中学校の移転、拡張や道路が整備されても改築しなくてもよいなどの解決策があれば、都市計画道路が優先されることもあると思いますが、今現状しかない場合にはどこかで妥協しなければ解決策を実行していくのは難しいかと思えます。

委員長

おっしゃる通り両方考えなければならないというのが、長年皆さん悩んでこられたところだと思います。P2（道路について）に関しては、今日いろいろいただいたご意見だと、都市計画の変更というのは理論的にはあるかもしれないが、第 4 次事業化計画や地域の現状、用地について考慮すると廃止というのは難しいのではないかと、というニュアンスです。

道路の廃止をどうするかご意見をいただいて、次のページに進みたいと思いますがいかがでしょうか。

委員

すべてのパターンについて考えるのは厳しいという状況で、過去の経緯や課題から考えると、廃止というのはいろんな議論をしていく上で、プライオリティを非常に低くせざるを得ないと考えます。そういった意味で現行と都市計画の変更についてプライオリティを高くして検討をしていく方がいいと思います。

中学校も議論に含めたとき、場合によってはもう一度道路の必要性の有り無しから考えるなど、何回か繰り返しやらなくてはいけないと思いますが、まずは必要性が有りという前提で進めるほうが良いのではないのでしょうか。

委員長

議論を進めるにおいてここでは道路の必要性があるという前提で話を進めたいと思います。

< 3. 検討を進めるうえでの整理②（中学校について） >

委員

中学校の検討手法では、4項目が並列であるが、検討の順序から整理を行ったほうが良いと思います。

まずは「他校への統合」から考え、「統合はない」となった場合に、「現位置での再建」、「校地の再形成」、「全面移転」に進みます。「全面移転」の方向になれば、学区の中で、現位置からあまり離れることが望ましくない等もあるので、移転をする場合にどこが適正かなどの、それぞれのメリットデメリットや可能性についての検討という流れに進みます。

また、「全面移転」が無理な場合は、「現位置での再建」若しくは「校地の再形成」で、部分的に拡張するなり分離的に敷地を付け足して道路で少なくなった機能が分散する部分をカバーするような計画が可能かどうかの検討も出てきます。

最後に敷地の拡張が難しい場合、「現位置での再建」で、現状の敷地で道路が通った状態での建替えということになり、その場合は、当初の議論にあった渡り廊下案、人工地盤案、若しくは敷地が分散した状態で施設を作る案の3パターンが想定されます。もしかすると、道路の地下化等の構造的な検討もあるが、考えられる全ての整理ができます。そうすると並列にならべて選ぶというより、本来はこう進めたいという方針があって、ダメな場合に、次の検討案に進んでいくような流れかなと思います。

小中一貫校、校舎・校庭の広さ、子供の数に対応した校舎のあり方・機能、環境的な採光、地域との連携などいろいろな要素を含めた、教育ビジョンが良く取りざたされています。

教育ビジョンは、最初に学校施設のあり方があって、本来はそれに基づいて学校の施設が再整備されるものなので、同時にそのあたりのビジョンを明確にし、道路整備がそれに合致するのであれば、プラスに考えてもよいかもしれません。

委員長

他校への統合や区域の再編というのはどうでしょうか。

事務局

将来的に見てもこの地域は子供の数が減る方向にないことや、他の学校も余力があまりないので、統合はなかなか難しいと思います。

学区も区内で考えて1、2番目というような生徒数なので、事務局サイドとしましても他校への統合または学区の再編という案はなかなか難しいと思っています。

委員

全面移転に関しての可能性はどうでしょうか。

事務局

移転する可能性につきましても、学区がございまして、全然違った場所というのは、やはり通ってくるお子さんのことを考えると、かなり厳しいと思っております。

ただ、近辺であれば、移転場所や広さなど条件次第というところもあるので、全く移転がダメという訳ではありません。

事務局

移転の話については第一回にお知らせしたとおりで、平成20年度に区として同じ規模で移転でき

る用地がないのかという検討をしています。その時点ではなかなか用地取得が難しい、という前提で進んでいったことがございます。

ただ、考慮する教育施設の機能等の検討というのが明確になっておらず、現状のまま移転するということでの整理だったと記憶しています。

他校への統合等は困難であるというのは、これまでの資料等で明確になっていると思いますが、その他の3項目については考慮する教育施設の機能等をお示ししながら、これについて様々な検討をしていただく必要があると考えています。

委員

都営団地だとそれほど距離が変わりませんが、どの範囲までが現実的かということが分からないと、なかなか理想だけでは話ができませぬし、農地の買収も地権者意向によるので、ここがいいと言ってももうまくは進まないと思います。

もし、全面移転が難しいということになれば、現状の学校敷地を活用する方向になると思います。

事務局

全面移転の検討における用地の状況等について、可能な範囲で今後情報をお知らせしていきたいと思ひます。

上記を含め、考慮する教育施設等の機能をご検討いただいた中で、3項目の選択肢の中から選ぶことになるのかなと思ひます。

委員長

そうすると下の3項目については現実問題として土地が得られるのかということ考へしないとなかなか結論が得られないということだと思ひますが、他校への統合・学区域の再編についてはここではその選択肢はなさそうだという方向で進めていくことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

「他校への統合・学区域の再編」は、今後、考へず下の3つについて議論していきたいと思ひます。

委員

一回目の「練馬区立大泉第二中学校について」という資料で区の教育施設の動向、現在の状況ということで提示され、生徒数の推移、学校行事、教育活動等について列挙されていて、基本はここに出ているものは全て満たすというところから出発しないと合意が出てこないと思ひます。

歴史も58年もありますし、これだけ学校と地域が歴史を刻んできているというところからすれば、ある種のソーシャルキャピタルがそこにできている。そのため、それを壊す発想でやろうとすると非常に時間がかかり、その間に練馬区内の状況が変わってしまう問題も出てきます。

全面移転は土地所有者との関係で可能性が出てきたとしても、地域との関係からすると相当時間がかかると思ひます。町界、通学区域の関係もあるので、私とすれば現敷地を活用した校地の再形成、現位置の再建が最適かと考へます。

一回目に提示された区の教育施策の動向に小中一貫教育の推進と学校選択制度の取り組みの2つしかないなので、少し、新しい教育を取り込むことも想定しながら進めた方がいいと思ひます。

平成17年度から区立中学校で実施している選択制度は、それぞれの地域の思いを大事に、将来の

地域のあり方を想定し、新しい学校を作り上げることだと思います。

小中一貫教育の推進については、施策の中に入っていますが、実際は、中学校に隣接して小学校があつたりします。そういう意味では、学校と地域の関わり合いの歴史をまず踏まえ、それと同時に今までやっている活動は大事にするということです。

そこから出発し、道路が通りますから道路で減った敷地をどうするか、人工地盤、道路の地下化とかいろいろありますが、新しい開発的なメリットが生み出されるような工夫を、隣接校との関係、都営住宅敷地の活用を考えながら作業を具体的にやっていく必要があります。検討のあり方については、多分この場だけでは議論できない問題もありますので、周りのいろいろな分野の方に見ていただく方がいいと思います。

委員長

現敷地を活用した校地の再形成と現位置での再建の違いをはっきりしてから進めたいと思うのですが、現敷地を活用した校地の再形成というのはどういうものでしょうか。

事務局

今の現敷地の残った一部若しくはすべてを活用しながら、土地の拡張をするという意味です。

現位置というのは、敷地を拡張せずに今の場所で校舎の建て替え等により再建するイメージです。

委員長

仮に道路が今のままできたとしたら、その残ったところで何とかするというのが現位置での再建、現敷地を活用した校地の再形成は残ったところを使いながらさらに拡張するということですが、拡張というのは地続きですか、それとも飛び地もありなのですか。

事務局

そのあたりは機能によってだと思いますので、現時点では明確に決めていません。

委員長

両方ありということですね。

それでは3つ目については大きく分けてそのまま地続きで広げていくことと、飛び地に学校機能の何かが飛んでいくということですか。

事務局

客観的に考えたときにそのパターンが考えられるということで記載をしているものです。

委員

今のことについては、人工地盤みたいなものは現位置での再建に入ることですね。

再形成というのは現状の敷地をさらに拡張した上でつくりかえることでよいですか。

事務局

おっしゃる通りです。

ただ一点、平成25年度の整備素案では、人工地盤の活用ということでお出しをしているのですが、その際は補助232号線が後年度整備ということでお出ししています。その考え方が将来に課題を先取りにするということで、整備素案の見直しに至っています。

委員

人工地盤や渡り廊下等を道路上に作る場合、法的な問題は大丈夫ですか。

事務局

人工地盤（案）では、建築上の制限等はクリアできる整理になっています。

委員

そうなると全面移転と校地の再編成に関しては、候補用地を実際には買収できるか等の可能性を確認しながら進めていくということですね。

事務局

航空写真等により、空いている場所の情報提供はできると思います。権利者意向については、公の場でお話できるものではないので、その制限の中での情報提供になるかと思います。

委員

現位置での再建とした場合、建物を現位置で造るときは、仮校舎に移転するのですか。例えば、校庭をつぶしてそこに校舎を造るといったローリングが必要になると思うが、練馬区の中で同じ敷地の中で小中学校を建て替えた事例はありますか。

事務局

今現在も学校校舎の改築を行っていますが、学校の敷地の中に仮設校舎を設け、それに合わせて順繰りにやっていく形式です。

例えば、体育館についても一体的に改築する場合には新しいところに体育館を造ってから今の体育館を解体するなど、お子さんの教育活動に支障がないようにやっています。

委員

現位置での再建はローリングがうまくできますか。

今の敷地が生徒数一人あたりに対してなかなか厳しいため、仮校舎を造ったりすると広く運動できないということも考えられると思います。

委員長

選択肢を考えるうえで工事中のやり繰りができるのかどうかということも考慮すべきだということですね。

事務局

実際、仮設校舎を建てると校庭も狭くなりますので、その時には近隣の小中学校などにご協力いただいて運動会や体育の授業を行うといった進め方はしています。

委員

最終の理想的な学校の形が、今の既存の校舎と同じ位置にある場合には仮設校舎を造らざるを得ないが、自治体としても仮設校舎だけで建設費もかなりかかるし、その間、運動場が使えないという問題もあります。例えば、今まで北側に校舎があり、南側に新校舎を造って北側を校庭にする場合には、日当たりの問題が発生します。校舎が新しくなっても教育環境が前より悪くなると本末転倒になってしまいます。最終的にどんな教育環境が一番理想的かという話をベースに考えていく必要があります。いくつかの計画ではコストを優先したために最終的に前の配置が良かった、ということもありますので、そこは要検討だと思います。

委員長

意見をいただいている中で、人工地盤のような選択肢も入っています。これまで練馬区でいろいろ

な検討をされてきているが、過去の選択肢についてどのように扱うべきですか。

事務局

これまで資料でお示した、全面移転の用地検討、地下化、高架化、あるいは校舎建て替え時の渡り廊下案、人工地盤といった検討結果はお示したとおりですが、これらについては検討した時点、状況等の話もございます。

これらについて検討をしたという事実を踏まえていただくことは必要だと思いますが、現状において教育施設、教育環境の保全というところを考えた上で、前回検討した部分でも違う方法であればできる、ということも考えられますので、扱いとしては今まで検討したから否定するということではないと考えています。

委員

この委員会については、今までの経過を引き継ぐことなく、改めて再検討していただくというのが前提ですので、今までの検討がどうであったかについては、一度原点に戻ってご検討いただいていいと思います。ただし、検討するにあたって、前の検討した結果が参考になるとすれば、改めて前の検討の状況を確認いただき、それで検証して新たなスタートにするという形で考えていただければと思います。

委員長

道路の話に戻りますが、都市計画の変更という選択肢の中で、道路を動かすという選択肢は理論的にはあるわけですけど、過去にどのくらい検討されましたか。また、それは選択肢として挙がってきたのですか。

事務局

構造の検討により、区域が広がることは、なかなか難しいといった検討はしていますが、位置を変更する検討はなかったと思います。

委員長

なかった理由があれば教えていただきたい。可能性がほとんど難しいという前提で本格的な検討をしなかったのですか。

事務局

これまでの第三次事業化計画や今回の第四次事業化計画の中で、全体の道路ネットワークの中での必要性の検討を行っています。この中で道路ネットワークという観点から、区としては、この道路の整備を行っていくこととしております。

委員長

道路ネットワークは保持する前提で、中学校の部分だけ避けるという選択肢が理論上あるが、それを今まで検討されたのですか。

正直、私もいろいろなところで都市計画の変更の話に携わっているが、それをやろうとする瞬間に道路を振ろうと思っている用地に住んでおられる方からとんでもないという話が必ず出てきます。そういうことがあって、道路を振るという選択肢がないということで今まで来たのかどうか、また、今までどういった議論の整理があったのか教えていただきたい。

事務局

基本的には今委員長がおっしゃる通り、そもそも都市計画の成り立ちがあります。昭和 22 年から

始まって、まず1kmメッシュというような都市計画のメッシュの中で、いかに交通をうまく処理していくかという議論があって、その後、変更等があった中でもこの路線は変更されていないという大前提がございます。

この都市計画道路は、東京都市計画23区の中のネットワークで考えると、必要な位置に定められたという大前提のもとにやってきており、線を振るという発想自体がそもそもなくて、新たな権利制限を加えてまでやるものではないという考えです。

委員

今回は、この敷地の中で十文字型になっている部分がなかなか難しいところで、どちらか片方であれば人工地盤やブリッジなどが比較的現実にあります。

敷地の中を十文字に道路が通っているのは、教育環境としてなかなかうまくいかない部分です。そうなると例えば補助135号線はそのまま、補助232号はもう少し下を回避するといった具合に十文字にならなければいろいろやれるのかなと個人的には思います。

補助232号をもう少し下に回避できるのかどうかということも含めて、道路を真っ直ぐ通さないとネットワークが成り立たないということですか。

委員

補助232号線を中学校の南側へ通すことも含め、道路を振るということは、中学校のために一部の人が新たに用地取得の対象になるということで、なかなか交通計画上は何とかできたとしても、新たな権利制限や用地取得を一部の中学校のためだけに加えることは検討するまでもなく難しいと判断させていただきました。

補助135号線を学芸大通りに振り替える議論もありますが、もともとあったものを動かして新たな制限を加えるというのは今住まわれている方、営業されている方がいる地域では少し厳しいかなという判断です。

委員長

P2(道路について)につきましては都市計画の廃止は当面考えない。都市計画の変更については基本的にはいろいろあり得るという話がありましたが、位置を振るということに関しては、新たに都市計画をかけなければいけなくなりますので、そこに住んでおられる方とかそこで営業されている方にとっては多大の影響を与えることになり、都市計画を進めるうえでは、非常に現実性が低いというのはこれもいろんな過去のあらゆるところで明らかなので、当面考えずにいったらどうか。

都市計画の変更といっても残された構造、幅員等がもしかしたら検討の中で出てくるかもしれないが、変更はせいぜいそれくらいを考えることにして、位置の変更については当面考えずに現行のままいくという選択肢でよろしいでしょうか。それが現実な議論にふさわしいと思います。

P3(学校の検討)については、他校への統合、学区域の再編はないということで、今日の段階で選択肢から外したいと思います。そのうえで下の3つについてはいくつか選択肢がありそうですが、これについては左側の教育施設あるいはポリシーなどを考えつつ議論を進めていくというようなことでどうでしょうか。

次回以降は今のまとめを前提に事務局の方でさらに検討を進めていただいて、議論を進めさせていただきたいと思います。

今日も具体的な固有名詞が出てきましたけれども、場合によっては本当に固有名詞、地権者名が出

た上での議論がそろそろ出てくると思います。先ほどの全面移転の可能性も相手があつてのことなので、事務局の作業の経過によりますが、場合によっては、その固有名詞をテーブルに乗せて可能性について議論する場面が出てくると思います。そうなった場合は、相手様もある話ですので、いきなり公開での議論は難しいのではないかという気もします。従って、このあたりは委員長、副委員長の方で相談させていただきますが、場合によっては1回あるいは2回そういう非公開でこの委員会を開かせていただいて、ある程度議論が熟して相手様にご迷惑がかからないという段階になったら公開するといった進め方もあり得ると思います。次回がそうなるかはまだ分かりませんが、そういうこともあり得るということを委員の皆様、あるいはこの会場で見ているらっしゃるすべての皆さんにご理解いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局としてもよろしいですか。

事務局

承知しました。委員長、副委員長とご相談をさせていただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

次第4：その他

委員長

事務局から何かありますか。

事務局

次回の開催日程等については、10月若しくは11月頃で事務局の方で調整をさせていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

委員長

詳細が決まりましたらお知らせします。

次第5：閉会

委員長

以上をもちまして、第4回有識者委員会を終了します。

以 上